

定 款

株式会社 ニーズウェル

令和4年（2022年）12月23日改訂

令和5年（2023年）1月1日施行

目 次

第 1 章	総 則	3
第 2 章	株 式	4
第 3 章	株 主 総 会	5
第 4 章	取締役及び取締役会	6
第 5 章	監査役及び監査役会	8
第 6 章	会計監査人	9
第 7 章	計 算	10
	附 則	11

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、株式会社ニーズウェルと称する。
2 英文では、Needs Well Inc. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- 一 経営管理に関するコンサルタント業務
 - 二 コンピュータシステムに関するコンサルタント業務
 - 三 経営管理技術及びコンピュータ利用技術の教育訓練に関するコンサルタント業務
 - 四 財務、会計、経理に関する書類の作成及びその処理に関する業務
 - 五 システム設計及びコンピュータソフトウェア開発受託業務
 - 六 コンピュータソフトウェアの賃貸借、売買及び輸出入業務
 - 七 コンピュータ機器、事務機器の販売
 - 八 損害保険代理業
 - 九 生命保険の募集に関する業務
 - 十 出版業務
 - 十一 不動産賃貸に関する業務
 - 十二 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業に関する業務
 - 十三 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

- 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2798 万 4000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 一 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 二 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 三 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、並びに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(電子提供措置等)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、13 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会実施規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会実施規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任限定契約)

第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 46 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(期末配当金)

第 48 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 50 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2 本条の規定は、前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日後にこれを削除する。

定款変更履歴

1. 昭和 61 年（1986 年） 9 月 29 日創立総会承認決議：原始定款承認（同年 10 月 1 日会社成立）
2. 昭和 63 年（1988 年） 4 月 2 日改訂
3. 昭和 63 年（1988 年） 7 月 1 日改訂
4. 平成 9 年（1997 年）12 月 24 日改訂
5. 平成 14 年（2002 年） 6 月 20 日改訂
6. 平成 14 年（2002 年） 7 月 15 日改訂
7. 平成 14 年（2002 年）11 月 20 日改訂
8. 平成 16 年（2004 年） 7 月 20 日改訂
9. 平成 17 年（2005 年） 8 月 8 日改訂
10. 平成 17 年（2005 年）12 月 16 日改訂
11. 平成 18 年（2006 年）12 月 11 日改訂
12. 平成 26 年（2014 年）12 月 16 日改訂
13. 平成 27 年（2015 年）12 月 16 日改訂
14. 平成 28 年（2016 年）12 月 16 日改訂
15. 平成 29 年（2017 年） 4 月 17 日改訂、平成 29 年（2017 年） 5 月 12 日施行
16. 平成 29 年（2017 年） 5 月 31 日改訂
17. 平成 30 年（2018 年） 2 月 13 日改訂、平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日施行
18. 平成 30 年（2018 年）10 月 16 日改訂、平成 31 年（2019 年） 1 月 1 日施行
19. 平成 30 年（2018 年）12 月 21 日改訂
20. 令和元年（2019 年）12 月 20 日改訂、令和 2 年（2020 年） 1 月 1 日施行
21. 令和 4 年（2022 年）12 月 23 日改訂、令和 5 年（2023 年） 1 月 1 日施行